

各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等について

令和7年8月6日
内閣府男女共同参画局

1 概要

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）及び「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024」（令和6年6月11日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議決定）において、「婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることのないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組む。」とされていることを踏まえ、内閣府男女共同参画局では、各府省庁が所管している各種国家資格等について、旧姓の使用の現状等の調査を行った。

2 調査対象

総務省が平成23年に行った「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査」のうち、「資格制度概況調査結果」(317注の資格等の概況を取りまとめたもの)を基に、各府省庁の所管する資格等について、調査を行った。

(注) 調査に当たっては、平成23年当時から時間が経過していることから、該当資格の廃止、類似の資格等の新設に伴う追加についても併せて照会した。

3 調査結果

332の国家資格、免許等における旧姓使用の現状は、次のとおり（令和7年5月31日現在）。

なお、各府省庁の詳細は別紙のとおり。

① 資格取得時から旧姓使用ができるもの	332
② 資格取得後に改姓した場合は、旧姓使用ができるもの	0
③ 旧姓使用ができないもの	0

資格証、免許証等における旧姓の表記方法等については、(i)旧姓を括弧書きで併記(164件)、(ii)戸籍姓を括弧書きで併記(2件)、(iii)旧姓を単記(41件)、(iv)併記・単記いずれも可能(16件)、(v)規定等はないが、(i)(ii)(iii)いずれかの方法により旧姓使用が可能(109件)となった。